

金沢養護学校 学校施設利用規則

1 開放の目的

この利用規則は、金沢養護学校開放事業実施要綱に基づき、地域住民及び地域の障害児・者団体の学習・文化・スポーツ活動などの振興に資するとともに、地域に親しまれる学校づくりを促進するため、学校施設開放に関して必要な事項を定める。

2 開放日時

学校施設の開放日は、毎週土曜日と日曜日とする。ただし本校行事実施日とその準備期間、年末年始の閉庁期間は除くものとする。時間は午前9時から午後4時とする。学校休業日については校長が特に指定した日のみとする。また、校長が必要と判断した場合は、開放日時を変更することができる。

3 利用手続き

- (1) 学校施設を利用する者（以下「利用者」という）は、あらかじめ「様式1 施設利用登録申請書」および「様式2 施設利用者名簿」を提出する。
- (2) 利用者は「様式3 施設利用申請書」を、利用希望日の属する月の前月初日から10日までに提出する。
- (3) 校長は、「様式3 施設利用申請書」により、各団体の希望日時・回数等の調整を行う。
- (4) 校長は、申込みが適当と認められる場合は、「様式4 施設利用承諾書」を利用者に交付する。
- (5) 利用者は、利用中止が決まった場合は直ちにその旨を学校に連絡すること。

4 利用にあたっての注意事項

学校施設利用にあたって、利用者は次のことを遵守するものとする。

- (1) 入口や会場の鍵を、利用日当日学校警備員から受け取り、当日中に学校警備員に返却すること
- (2) 学校施設内の指定された場所(体育館、グラウンド)以外での飲食はしないこと
- (3) 学校敷地内は全面禁煙であるため喫煙はしないこと
- (4) 学校施設内の備品については、利用後必ず原状に復すること
- (5) ゴミはすべて持ち帰ること
- (6) 学校施設またはその備品を汚したり傷つける恐れのある行為を行わないこと
- (7) 学校施設またはその備品に損傷、損壊、滅失等あったときは必ず学校に報告すること
- (8) 安全管理や健康管理に十分配慮すること

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日より実施する。
- 2 この規則は、平成 24 年 9 月 1 日より実施する。
- 3 この規則は、平成 25 年 9 月 1 日より実施する。
- 4 この規則は、平成 27 年 2 月 1 日より実施する。
- 5 この規則は、平成 28 年 11 月 1 日より実施する。
- 6 この規則は、令和元年 10 月 1 日より実施する。